

## 第6回 久慈市農業委員会議

- 1 日 時 令和7年8月22日（金）15時00分～16時00分
- 2 場 所 市役所車庫棟会議室2・3
- 3 議 事 議案第1号 農地法第3条の規定による許可について  
議案第2号 農地法第5条の規定による許可について  
議案第3号 農用地利用集積等促進計画書案について  
協議事項(1) 久慈農業振興地域整備計画の変更について  
協議事項(2) 令和7年度岩手県農業委員会大会提案事項について  
報告事項(1) 農地改良届出書の提出について  
報告事項(2) 農地法第3条の3第1項の届出書の提出について  
報告事項(3) 会務報告
- 4 出席者 農業委員及び農地利用最適化推進委員 29名(別添名簿のとおり)
- 事務局 事務局長 澤口 紀子  
農地係長 大道 学  
主任 長代 美穂  
農政課 主 査 大崎 純

## 第 6 回 農業委員会議出席者名簿

出席…○

農 業 委 員		
議席	氏 名	出席
1	外 里 明 美	○
2	三 上 昌 明	○
3	鹿 糠 勢津子	○
4	木 村 晴 子	○
5	安塔城 克 芳	○
6	宇 部 文 人	○
7	鹿 糠 勇	○
8	内久保 宏 明	○
9	大鹿糠 正 行	○
10	成 田 晃 彦	○
11	米 澤 豊	○
12	宇 部 慎 二	○
13	中 塚 義 弘	○
14	上 村 信 志	○
15	田 村 英 寛	○

農地利用最適化推進委員		
地区	氏 名	出席
久慈	間 健 倫	○
久慈	城 内 仲 悦	○
小久慈	岸 里 卓 見	○
宇部	大 崎 惠 作	○
大川目	小 倉 明	○
長内	佐 藤 正 義	○
夏井	中川原 広 志	○
侍浜	桑 田 孝 一	
山根	松野下 富 則	○
山形	二 橋 光 博	○
山形	石羽根 忠 志	○
山形	長 内 幸 一	○
山形	下 舘 定 一	○
山形	下 舘 靖	○
山形	大 上 和 義	○

## 5 会議の内容

	発言主旨
15:00 開会 会長	ただ今から、令和 7 年度第 6 回久慈市農業委員会議を開会いたします。 (会長あいさつ)
事務局長	本日の欠席通告委員を報告いたします。桑田推進委員より欠席通告がありました。以上です。
会長	それではこれより議事に入ります。議事録署名委員及び書記の指名を行います。久慈市農業委員会会議規則第 10 条に規定する議事録署名委員及び書記を当職から指名させていただくことで、ご異議ございませんでしょうか。 (「異議なし」の声) 異議なしということでございますので、議事録署名委員には、11 番米澤委員、12 番宇部慎二委員、お願いします。書記には事務局の大道係長を指名いたします。それでは議案第 1 号、農地法第 3 条の規定による許可についてを議題とします。事務局より議案の説明を願います。
長代主任	農地法第 3 条の規定による許可について、付議番号 1 番、土地の表示、譲渡人、譲受人、申請事由はそれぞれ記載の通りです。本申請地ですが、譲渡人が相続により取得した農地を耕作管理できないことから、農業者へ売り渡すものとなります。こちらは売買になりまして、売買額は〇〇万円と伺っております。位置図地籍図が 2 ページに載っております。付議番号 2 番、土地の表示、譲渡人、譲受人、申請事由は記載の通りです。本申請地ですが、譲渡人が市外に移住しており、農地の管理ができないことから、売り渡すものとなります。譲受人は農業者ではなく、会社役員となっておりますが、果樹を栽培したいということで、営農計画書が出ております。売買額は〇〇万円と伺っております。 付議番号 3 番、土地の表示、譲渡人、譲受人、申請事由は記載の通りとなっております。本申請地は、高齢により耕作が難しくなったため、親族への贈与となっております。 以上で議案第 1 号の事務局からの説明を終わります。
会長	事務局の説明が終わりました。続いて現地調査員からの報告を願います。付議番号 1 番について、中川原推進委員お願いいたします。
中川原推進委員	場所は〇〇町、公葬地のところで〇〇道の隣接地になります。一部耕作

	発言主旨
	しておりますが、ほぼ草が生えていました。本人が管理できないということなので、致し方ないのではないかと見てきました。ご審議のほどよろしくお願ひします。
会長	ありがとうございました。次に付議番号2番について、三上委員お願ひいたします。
三上委員	付議番号2です。〇〇川と並行して走る〇〇道に面しております。旧〇〇学校のグラウンドより250mぐらい手前、右側に入ったところになります。確かに果樹らしきものが何本か埋まっております。申請どおりに、ここで果樹栽培をするのであれば、致し方ないのかなと見て参りましたので、皆様のご審議をよろしくお願ひいたします。
会長	続いて付議番号3番、中川原推進委員お願ひします。
中川原推進委員	〇〇の建物から〇〇集落の方に向かったところですが、現在、〇〇法人で耕作しているようです。畑ですが、一部耕作されており、親族間の贈与なので、何ら問題ないのではないかとお願ひしました。
会長	議案第1号について、事務局と現地調査員の報告が終わりました。質疑を許します。 (「なし」の声) なしという声があります。質疑を打ち切ります。採決いたします。議案第1号について特に意見がないものとしてよろしいですか。 (「異議なし」の声) それでは意見がないものとして決しました。続きまして、議案第2号農地法第5条の規定による許可についてを議題とします。事務局より議案の説明を願ひします。
長代主任	議案第2号農地法第5条の規定による許可についてです。付議番号1番土地の表示、譲渡人、譲受人、転用事由は記載の通りとなっております。こちらですが、〇〇の店舗の駐車場を増設するための転用申請となっております。契約は賃貸借で月額〇〇円を20年間契約と伺っております。以上で事務局の説明を終わります。
会長	事務局の説明が終わりました。続いて現地調査員からの報告を願ひします。付議番号1番、三上委員お願ひします。

	発言主旨
三上委員	<p>現地は〇〇橋付近の店舗のところですが、店舗があって、その下の三角形の土地です。登記上は畑になっていますが、草が非常に繁茂しており、手入れされていない状況で、非常に環境が悪いと感じました。これを賃貸借によって、店舗が駐車場として利用するのであれば、かえって環境が改善されるのではないかと思います。皆様方のご審議をよろしくお願いいたします。</p>
会長	<p>議案第 2 号について事務局と現地調査員の報告が終わりました。質疑を許します。</p> <p>（「なし」の声）</p> <p>質疑を打ち切ります。採決いたします。議案第 2 号について特に意見がないものとしてよろしいですか。</p> <p>（「異議なし」の声）</p> <p>意見がないものとして決しました。次に、議案第 3 号、農地利用集積等促進計画案についてを議題とします。今回の議案は関係者がいらっしゃいます。関係者である佐藤推進委員には、一時退室をお願いいたします。</p> <p>（佐藤推進委員 退室）</p> <p>それでは事務局より、議案の説明を願います。大道係長。</p>
大道係長	<p>議案第 3 号農用地利用集積等促進計画案についてご説明いたします。令和 7 年度農用地利用集積等促進計画案が別紙の通り提出されたので、農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 3 項の規定により、農業委員会の意見を求めるとなっております。農地中間管理機構を通じて農地の賃借を行うものとなります。農地の譲渡人、譲受人は記載の通りです。全部で 4 筆の田について、農地中間管理機構を通して、10 年の賃貸借を設定しようとするものです。譲受人は、畑として利用することと農政課から伺っております。</p> <p>以上で議案第 3 号の説明を終わります。</p>
会長	<p>議案第 3 号について説明が終わりました。質問等ございますか。</p> <p>（「なし」の声）</p> <p>質疑を打ち切ります。採決いたします。議案第 3 号について特に意見がないものとしてよろしいですか。</p> <p>（「異議なし」の声）</p> <p>意見がないものとして決しました。</p>

	発言主旨
	(佐藤推進委員 入室) 次に、協議事項(1)久慈農業振興地域整備計画の変更についてを議題とします。議案の説明を願います。農政課の大崎主査、お願いいたします。
農政課大崎主査	久慈農業振興地域整備計画の変更について説明いたします。1 件の農用地区域への編入の申請がありましたので、農業委員の皆さま及び農地利用最適化推進委員の皆さまの意見を求めるため、本会議に協議事項として提出しております。計画者、目的、計画地、地権者は記載の通り、農用地区域のうち畑が、6,089 m <sup>2</sup> 、採草牧草地 12,778 m <sup>2</sup> 、合計として、18,867 m <sup>2</sup> の増となっております。
会長	ただいまの説明について皆さんからご意見等ございますか。 (「なし」の声) よろしいですか。それでは意見がないものとして決めます。 次に協議事項(2)令和 7 年度岩手県農業委員大会、提案事項についてを協議いたします。事務局の説明を願います。大道係長。
大道係長	令和 7 年度岩手県農業大会、提案事項について説明申し上げます。 去る 8 月 7 日、市役所 3 階、車庫棟会議室において検討委員会を開催し、協議いたしましたので、その概要と結果についてご報告いたします。協議に先立ち、委員長、副委員長の選任をしていただきました。指名推選にて、委員長に田村会長、副委員長に内久保職務代理者が選出されました。その後、田村会長が議長となり、会議を進行していただきました。協議に先立ち、事務局から岩手県農業会議からの提案事項の要請依頼内容にして説明しました。協議した内容は資料の通りです。
会長	検討委員会で協議した結果でございますけれども、みなさまからご意見等ございましたらお願いいたします。 (長内推進委員 挙手) 長内推進委員。
長内推進委員	5 番の野生鳥獣被害防止対策の充実ですが、5 年度となっておりますが、6 年度ではないのですか。
大道係長	おそらく 6 年度は、まとまっていないと思われまますので、5 年度の例示かと思われまます。

	発言主旨
長内推進委員	わかりました。
会長	他にございませんか。 (「なし」の声) よろしいでしょうか。それでは、ただいま協議された要請事項は、久慈地区で集約をし、次に県北地区の事務局である二戸市が久慈地区、二戸地区の取りまとめを行い、県の農業会議に提出するという事になっております。そのような内容で提案することによってよろしいでしょうか。 (「異議なし」の声) それではそのように報告をさせていただきます。 報告事項 (1) 農地改良等届書の提出についてを議題とします。
長代主任	報告事項 (1) 農地改良等届出書の提出についてご報告いたします。届出のあった土地、申請人は、記載の通りとなっております。登記地目としては、田となっておりますが、牧草地として現在使われておりまして、隣接する道路から少しくぼんだ状況になっているので、かさ上げということで届出が出ております。以上で報告を終わります。
会長	報告事項ですので、次に進みます。報告事項 (2) 農地法第 3 条の 3 第 1 項の届出書の提出についてを議題とします。
長代主任	報告事項 (2) 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出書の提出についてです。土地の表示、届出人は記載のとおりです。全部で 9 件の提出がありました。届出事由は 8 件が相続によるもの、うち 1 件は時効取得となっております。以上で報告事項 (2) を終わります。
会長	報告が終わりました。次に報告事項 (3) 会務報告を議題とします。 事務局長。
事務局長	(会務報告：7月23日～8月22日)
会長	他にございませんか。 (「なし」の声) それでは、以上をもちまして、第 5 回久慈市農業委員会議を終了いたします。
16 : 00 閉会	